

受診時定額負担制度導入の撤回等を求める意見書

政府・与党社会保障改革検討本部が平成23年6月30日に決定した「社会保障・税一体改革成案」において、外来受診時に毎回一定額を負担する受診時定額負担制度の導入が盛り込まれている。

これは、現在の定率による窓口負担に加え、受診者に更なる負担を強いるもので、受診回数が多い高齢者や重病患者には大きな負担増となる。

そのため、高齢者や低所得者の方が、医療が必要な状況になっても受診等を差し控え、重症化や治療の長期化を招くことにより、医療費負担が増加し、生活に悪影響を及ぼすことが危惧される。

また、この制度は、受診者のみに負担を求めるもので、加入者全員で支え合うという公的保険制度の精神に反するものであり、医療費を広く国民全体で負担し、平等に医療を受ける機会を保障する国民皆保険制度の根幹を揺るがすものである。

よって、国におかれては、国民皆保険制度の理念を損ない、国民の生活と健康を脅かす恐れがある受診時定額負担制度の導入を撤回するよう、強く要望する。

また、70歳から74歳までの患者負担については、現在、2割負担と決定されている中で、毎年度、予算措置により1割負担に凍結されているところであるが、本来の2割負担とすることは、受診抑制につながるおそれがあるため、時期や方法を含め慎重に判断すべきである。

さらに、共通番号制度の導入についても、十分な個人情報保護方策を講じる必要があるため、拙速を避け、慎重に検討すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

様

和歌山県議会議長 新島 雄

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

社会保障・税一体改革担当大臣